

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	21	所管	文科	法人名	国立美術館	職員の身分	非国家公務員
法人概要		美術館を設置して、美術（映画を含む。以下同じ。）に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図る。					
沿革		<p>昭和27年12月 国立近代美術館 設置 →昭和42年6月 東京国立近代美術館 名称改正 昭和38年3月 国立近代美術館京都分館 設置 →昭和42年6月 京都国立近代美術館 名称改正 昭和34年6月 国立西洋美術館 設置 昭和52年10月 国立国際美術館 設置</p> <p>平成13年4月 独立行政法人国立美術館</p> <p>平成19年1月 国立新美術館 設置</p>					
中期目標期間		平成23年4月～平成28年3月（5年間）					
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
役員総数[官庁OB](現役出向)(4/1時点)		5	5	6	6[0](1)		
常勤役員数		3	3	4	4		
非常勤役員数		2	2	2	2		
常勤職員数[官庁OB](現役出向)(4/1時点)		114	113	103	103[1](4)		
うち間接部門		30	30	26	26		
うち事業部門		84	83	77	77		
非常勤職員数(官庁OB)(4/1時点)		117(0)	111(0)	116(0)	118(0)		
給与水準【事務・技術職員】(年齢・地域・学歴動案)		99.7(90.7)	95.8(86.7)	101.0(91.8)	-(-)		
給与水準【研究職員】(年齢・地域・学歴動案)		94.8(92.5)	94.0(91.9)	95.9(93.3)	-(-)		
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
国からの財政支出額の推移(百万円)		決算	決算	決算	決算	当初予算	
一般会計(百万円)		13,695	12,999	13,019	12,650		
うち運営費交付金		5,859	5,973	7,701	7,546		
うち施設整備費補助金		7,836	7,026	5,318	5,104		
うち施設整備以外の補助金・交付金		-	-	-	-		
うち委託費		-	-	-	-		
うち出資金		-	-	-	-		
特別会計(特会名)(百万円)		-	-	-	-		
うち運営費交付金		-	-	-	-		
うち施設整備費補助金		-	-	-	-		
うち施設整備以外の補助金・交付金		-	-	-	-		
うち委託費		-	-	-	-		
うち出資金		-	-	-	-		
計		13,695	12,999	13,019	12,650		
支出額の推移(百万円)		15,238	14,010	13,700	13,756		
収入額の推移(百万円)		15,140	14,177	14,208	13,756		
国の財政支出/収入額(%)		90.5	91.7	91.6	92.0		
財務データ(平成24年度、百万円)		資産合計	165,596	うち流動資産	1,813		
		負債合計	2,587	純資産合計	163,010	うち利益剰余金	480

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	21	所管	文科	法人名	国立美術館
-----	----	----	----	-----	-------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容 及び ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額 (百万円) (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳 (名称)	(額)	法人名	額	
美術振興の中心的拠点としての多彩な活動の展開	<p>① 美術振興の中心的拠点として、(1) 多様な鑑賞機会の提供、(2) 美術創造活動の活性化の推進、(3) 美術に関する情報の拠点としての機能の向上、(4) 国民の美的感性の育成、(5) 調査研究成果の反映、(6) 快適な観覧環境の提供などを行う。</p> <p>② ○文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号） ○文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）（平成23年2月8日閣議決定） 第2 文化芸術振興に関する重点施策 重点戦略3：子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実 「全ての子どもや若者が、学校や地域において本物の文化芸術に触れ、豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力を育む機会を充実することにより、次代の文化芸術の担い手や鑑賞者を育むとともに、心豊かな子どもや若者の育成に資する」 重点戦略4：文化芸術の次世代への確実な継承 「次代の文化芸術創造の基盤ともなる文化芸術作品、資料等の収集・保存（アーカイブの構築）を計画的・体系的に進めることにより、文化芸術を次世代へ確実に継承する」 重点戦略6：文化発信・国際文化交流の充実 「我が国の強みであるアニメ、マンガ、映画等のメディア芸術、デザイン、ファッション、…といった「クール・ジャパン」の潜在力を喚起し、その戦略的な海外展開を図る」 第3 文化芸術振興に関する基本的施策 8. 国民の文化芸術活動の充実 (1) 国民の鑑賞等の機会の充実 「…国際レベルの展覧会や地方巡回展の開催」 (2) 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実 「文化芸術活動の…展示等において、高齢者、障害者、子育て中の保護者、外国人等が文化芸術を享受しやすいよう、施設のバリアフリー化、…音声案内サービス、託児サービス、利用料や入館料の軽減など対象者のニーズに応じた様々な工夫や配慮等を促進する」</p>	6,052	合計	6,165			
			運営費交付金	2,856			
			施設整備補助金	2,120			
			国費	—	—		
			—	—			
			—	—			
			展示事業収入	1,172			
自己収入 寄附金収入	17						
我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示しうるナショナルコレクションの形成・継承	<p>① 国内外の美術館活動の活性化に資するため、各種制度を有効に活用し、ナショナルコレクションの形成を図る。</p> <p>② ○文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号） ○文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）（平成23年2月8日閣議決定） 第2 文化芸術振興に関する重点施策 重点戦略4：文化芸術の次世代への確実な継承 「次代の文化芸術創造の基盤ともなる文化芸術作品、資料等の収集・保存（アーカイブの構築）を計画的・体系的に進めることにより、文化芸術を次世代へ確実に継承する」 第3 文化芸術振興に関する基本的施策 1. 文化芸術各分野の振興 (2) メディア芸術の振興 「東京国立近代美術館フィルムセンターにおける映画・映像作品の収集・保管を推進する」 9. 文化芸術拠点の充実等 (2) 美術館、博物館、図書館等の充実 「収蔵品の充実…を図る」</p>	7,176	合計	7,571			
			運営費交付金	4,550	公益社団法人 映像文化製作者連盟	17	
			施設整備補助金	3,021			
			国費	—	—		
			—	—			
			—	—			
			自己収入 寄附金収入				

NO.	21	所管	文科	法人名	国立美術館
-----	----	----	----	-----	-------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業の構造等（平成25年度）	事務・事業名	①事務・事業の内容及び ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
				内訳（名称）	（額）	法人名	額	
								合計
我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与		① 調査研究の成果の積極的な発信、各種研修、人材育成などを通して美術館活動全体の活性化に寄与する。 ② ○文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号） ○文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）（平成23年2月8日閣議決定） 第2 文化芸術振興に関する重点施策 重点戦略2：文化芸術を創造し、支える人材の充実 「…美術館…に関わり、専門的な技能をもって支える人材について、研修機会等の支援策を充実する」 第3 文化芸術振興に関する基本的施策 4. 芸術家等の養成及び確保等 「…国立の文化施設等における文化芸術に係る教育及び研究の充実を図る」	472	合計	472			
				運営費交付金	295			
				施設整備補助金	177			
				国費	—	—		
				自己収入	—	—		

※複数の項目にまたがる支出は便宜上

※ 100万円以下の少額

1つの項目にまとめて計上している。

随契は除く。

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）
 <平成24年度決算合計>

		合計	特別会計	特別会計	特別会計
特別会計	法人合計（百万円）				
			該当なし		

1. 独立行政法人の概要（その3）

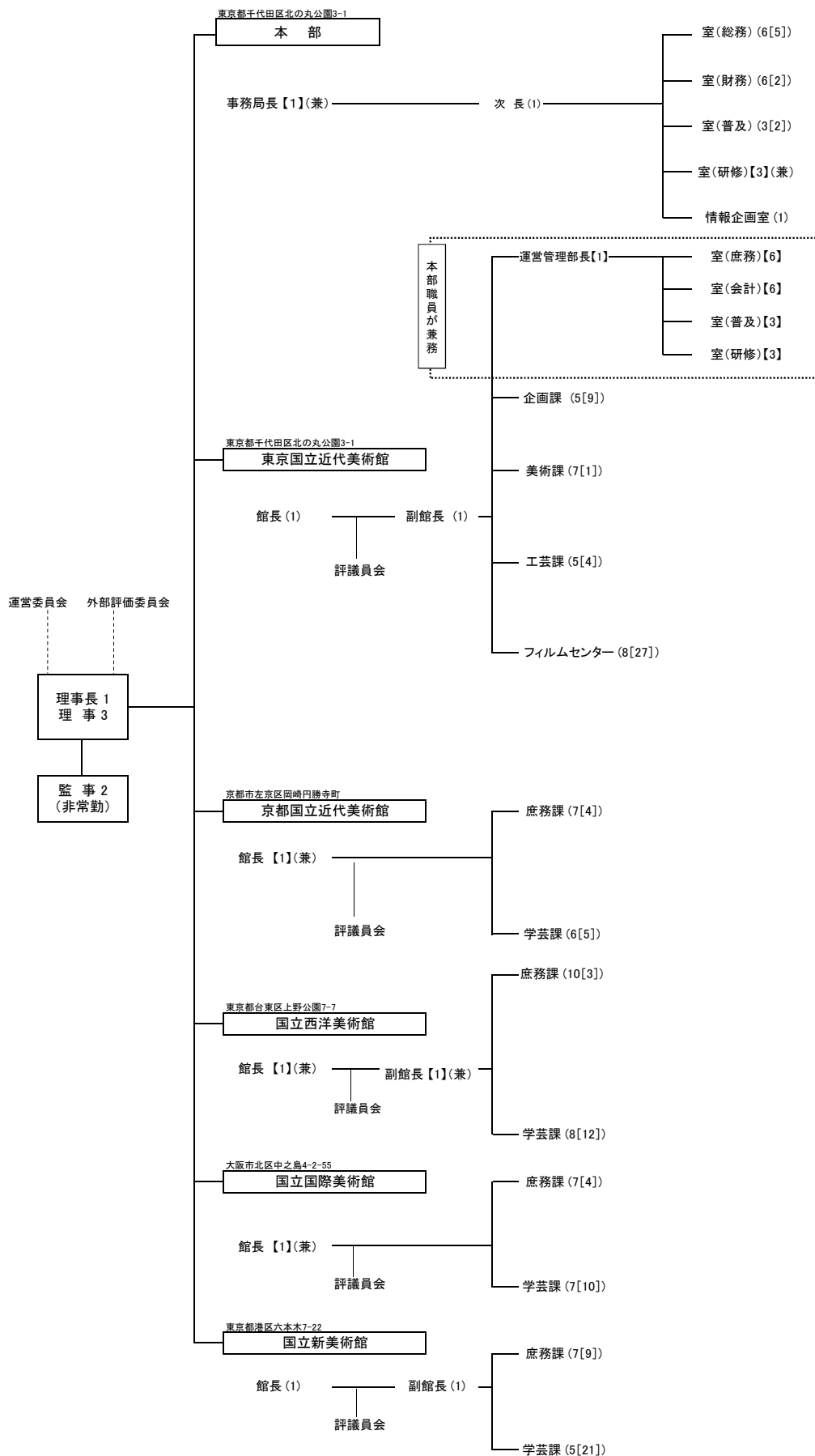
NO.	21	所管	文科	法人名	国立美術館
-----	----	----	----	-----	-------

○組織図及び職員数（平成25年度）

独立行政法人 国立美術館 機構図

※【 】内は、上位職からの兼務を示す。(外数)
 ※[]内は、非常勤職員数を示す。(外数)

H 25.4.1現在



No.	21	所管	文部科学省	法人名	国立美術館
-----	----	----	-------	-----	-------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

「文部科学省の使命と政策目標」に掲げられている政策目標に「文化による心豊かな社会の実現」がある。そして、その政策目標を達成するための手段として4つの施策目標が挙げられている。国立美術館は、そのうちの1つである「芸術文化の振興」を達成する具体的な手段として様々な事務事業を行う政策実施機関として位置づけられており、我が国の美術振興の中心的拠点（ナショナルセンター）として、展覧会等を通じて多様で秀逸な美術作品の鑑賞機会をより多く国民に提供し、また、国内の美術館に対して先導的役割を担い、多角的支援を実施するとともに、「国の顔」として世界各国の主要な美術館に比肩すべき役割を担っている。

平成24年度には、国民への多彩な鑑賞機会の提供として、「ラファエロ展」などの国民の関心が高い展覧会、「草間彌生展」などの先導的な展覧会、「アーティスト・ファイル」などの先端的な展覧会、ナショナルコレクションを有効に活用した地方巡回展等を開催し、法人全体として3,553,474人の入館者があった。さらに、美術教育に携わる教員等に対する美術館を活用した鑑賞教育に関する研修など美術館の活動に携わる人材の養成や、児童生徒、親子を対象にした教育普及事業、作家によるワークショップなどを実施し、ナショナルセンターとして先導的な役割を果たすとともに、我が国の文化の向上・発展に努めた。また、我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成・継承（寄託品を含む収蔵品数は美術品：40,975点、映画フィルム：75,305点）し、そのコレクションの国内外への貸与、調査研究成果の発信などを通じて我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与した。

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

○改善された点（メリット）（主なもの）

- ・運営費交付金制度により、予算科目上の用途特定がなくなり、柔軟な執行が制度上可能
- ・理事長の裁量により、柔軟な組織編成が可能
- ・入館者数、自己収入の増加
- ・目的積立金制度により、自己収入予算を上回った収入の活用が制度上は可能
- ・活動の自己点検、文科省評価委員会等の評価により、PDCA サイクル機能の向上など

○制度適用上の問題点（デメリット）（主なもの）

- ・目的積立金とするための経営努力認定基準の運用と不承認
→ 経営努力認定基準適用後、経営努力が一切認められず、第2期中期後に1,606,373,889円を国庫に納付。経営努力のインセンティブが働かなくなるおそれがある
- ・独立行政法人に対する一律取扱いの弊害（5カ年で人件費5%、一般管理費15%、業務経費5%の削減）
→ 運営費交付金は、法人設立年度（平成13年度）から平成25年度まで（国立新美術館は除く）約10億円削減（約24%削減）
→ 職員数は国立新美術館設立年度（平成18年度）から平成25年度まで24名減少（127名から103名まで減少）
- ・法人業務の拡大（評価関連事務、監査関連事務の増加等）
- ・本来は法人の裁量によるものに、国の基準を一律に適用（随意契約基準、給与水準等）
- ・寄託品に関して、国家賠償法の不適用

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
文部科学省	0372	独立行政法人国立美術館運営費交付金に必要な経費
文部科学省	0373	独立行政法人国立美術館施設整備に必要な経費

No.	21	所管	文部科学省	法人名	国立美術館
-----	----	----	-------	-----	-------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
統括管理業務	会場管理、施設管理、清掃、警備等についての包括的な管理業務	788,244,840	東京国立近代美術館管理運営共同事業体、国立新美術館管理運営共同事業体
会場管理業務	来館者対応、受付、展覧会会場管理等	170,680,955	ザ・アール、協栄
設備管理業務	施設設備の維持管理	76,842,896	タクミサービス、アズビル、近鉄ビルサービス
清掃業務	清掃業務	29,702,377	サンクリーンビルサービス、協栄、日本管財株式会社
植栽管理	植栽の管理業務	4,351,080	境造園、西武緑化
警備業務	保安警備及び機械警備	62,261,492	ザ・アール、協栄、日経サービス、セコム
収入金等集配業務	収入金等の集配業務	4,175,475	アサヒセキュリティ、日本通運、総合警備保障
システム関連業務	サーバ保守、ホームページ運用等	32,897,678	富士通、早稲田システム開発、アンテオ、atopia、システムアーキテクチャ、日本写真印刷、日立ソリューションズ、イークリエイト、昭和電線ケーブルシステム
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
バックヤード管理業務	国立新美術館における公募団体への会場提供等に係る施設、備品等の管理	62,328,105	ヤマトロジスティクス
情報案内業務	東京国立近代美術館、国立西洋美術館及び国立新美術館におけるハローダイヤルによる美術館及び展覧会等に関する情報案内	9,901,468	NTTタウンページ
アートライブラリ運営業務	東京国立近代美術館及び国立新美術館におけるアートライブラリの運営	22,562,038	社会福祉法人埼玉福祉会
レストラン、ショップ運営業務	各館におけるレストランやショップの運営	0円(施設使用料を徴収)	三國プランニング、近代美術協会、神戸ゴムルゴ、アールプリュ、アトリエリーブ、西洋美術振興財団、うおまん、ダイキン福祉サービス、ひらまつ、ウェルカム

No.	21	所管	文部科学省	法人名	国立美術館
-----	----	----	-------	-----	-------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	(該当なし)
② これに対する現時点での考え方	(該当なし)
(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>【国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会】</p> <p>○ 上記3法人は統合し、文化振興型の成果目標達成法人とする。</p> <p>○ 統合に際しては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において「国の負担を増やさない形で事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する」とされた趣旨を十分踏まえ、必要な職員数・予算を確保するとともに、真に自己収入の増加に向けたインセンティブが確保されることが不可欠である。このため、統合に際しては、①一定の自己収入を美術品等の管理等を行う専門職員の確保に使用できるようにする、②目的積立金が運用上、弾力的に認定されるようにする、③我が国の美術品や文化財等の海外への流出等を防ぐとともに魅力ある収蔵品を機動的・効果的に購入できるように、また、トップクラスの伝統芸能の伝承者や現代舞台芸術の実演家等を招へいする際に2年ないし3年後の公演となる契約等ができるように民間資金等を活用した「基金」を設置する、④シナジー効果を十全に発揮するため法人本部機能を拡充するといった制度設計・運用を行う。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>【3法人の統合について】</p> <p>以下の理由から統合すべきでないと考えている。</p> <p>(1) 目的が異なるため、統合によるシナジー効果が見出せない</p> <p>○ 3法人では、国立美術館は美術分野における「創造と発展」、国立文化財機構は「文化財の保存と継承」、日本芸術文化振興会は「文化芸術活動に対する援助、伝統芸能の保存振興、現代舞台芸術の振興普及」というように目的・理念が異なる。</p> <p>(例えば、美術館は、今まさに生きている作家や国民の美術活動を振興し、メディア芸術等新しく起こり発展・変化し続ける作品や分野を開拓するものであり、国立文化財機構における博物館は、評価や価値が定まっている文化財をわかりやすく国民に紹介するものであるなど、方向性が異なる。)</p> <p>○ 3法人が有する全国にある施設は、それぞれ専門分野を異にし、固有の活動を行っていることから、仮に統合しても施設を減らせるわけではないので、合理化の余地は全くない。</p> <p>○ 3法人に求められる人材の専門性、展示・上演の方法、収集・保管の対象や手法、調査研究手法などが異なることから、共同化、合理化できる余地が乏しい。</p> <p>○ 各法人間で業務実施における連携強化を図ることは重要であるが、それは統合するまでもなく現行でも十分可能である(例えば「学術大型研究計画」(マスタープラン2014学術大型研究計画)への応募など)。</p> <p>(2) 人力的な合理化の余地がない</p> <p>○ 統合によって法人本部の拡充が必要となるが、現在、国立美術館では、役員が館長・副館長を兼任し、また、本部事務局職員は全員が東京国立近代美術館職員を兼務しており、統合して新しく強力な本部を作る際に、一人も職員を供出できない状況である。国立文化財機構についても、役員が館長、所長を兼ねており、本部事務局でも東京国立博物館等の職員が兼務しているポストが多くある。したがって、本部設立のために全体で人員増となることは必至であり、統合によって人力的な合理化の余地がない。</p> <p>(3) 業務範囲が大幅に拡大し、法人として迅速かつ機動的な意思決定が困難となる</p> <p>○ 仮に統合すると、全国にある専門分野の異なる18の施設及び1基金(芸術文化振興基金)を管轄することとなり、業務範囲が大幅に拡大し、法人として迅速かつ機動的な意思決定が困難となる。また、現在、これまでの統合の成果が出始めたところであり、仮に統合しても美術館、博物館、文化財研究所、劇場の各部門は残るので、屋上屋を重ねることになる。</p> <p>○ 最近の情勢として、デザイン、建築、メディア芸術、アイヌ文化などの新たな分野に関する国の関与が求められており、これらに関する国立の美術館や博物館の立ち上げのニーズもあることから、法人の関与のあり方についても検討していく必要がある。今後、従来の業務に加えて、新たな分野について法人が担う可能性もあり、仮に統合した場合は、組織として大きくなり過ぎ、マネジメントに支障を来すおそれがある。</p>

No.	21	所管	文部科学省	法人名	国立美術館
-----	----	----	-------	-----	-------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

【 制度及び運用改善に関する措置内容について 】

統合に関わらず、今回の独法改革において以下の措置が必要であると考えている。

（必要な職員数・予算の確保）

・これまで運営費交付金の効率化削減、事務職員を中心とする人員削減、事業費の縮減を続けてきたがそれも限界に達しており、文化法人本来の業務である有形・無形の文化的資産の保存、蓄積、継承、新たな文化の創造、教育普及等に資するためにも、必要な職員数・予算を確保できるようにすべきである。

（自己収入の増加に向けたインセンティブの確保）

・法人が自己収入を増やしても、その分運営費交付金が削減される構造となっており、法人が自己収入を増やそうとするインセンティブがそがれる状況となっている。運営費交付金の算定において、従来のような常に右肩上がりの自己収入（目標額）の増加を求めるのではなく、法人の事業の特性に応じた自己収入の算定方法にすべきである。

（① 自己収入の弾力的な使用）

・一定の自己収入を美術品等の管理等を行う専門職員の確保に使用できるようにするなど、法人の努力によって得た収入を法人自らが弾力的に使用できるようにすべきである。

（② 目的積立金の弾力的な認定）

・法人の工夫と努力によって利益を得ても、それが目的積立金として認められない状況が続いている。事業の充実による国民に対するサービスの向上、現場のモチベーションの向上のためにも、経営努力認定の基準を法人の事業の特性に応じた基準とする等、目的積立金が弾力的に認定されるようにすべきである。

（③ 民間資金等を活用した基金の設置）

・魅力ある美術作品等の購入には、数十億円規模の資金が必要になることも想定されるが、厳しい財政状況の中にあっては、国費や民間資金の確保が困難な状況である。このため、民間資金等を活用した基金の設置ではなく、目的積立金の弾力的な認定及び次期中期目標期間への積立金の繰越しの弾力的な認定により、一定規模の資金の確保及び機動的な購入を実現すべきである。仮に、基金による場合には、国費の確実な措置が不可欠である。

（3）政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項

① 指摘事項

（該当なし）

② 対応状況

（該当なし）

No.	21	所管	文部科学省	法人名	国立美術館
-----	----	----	-------	-----	-------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

（4）（1）～（3）を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

文化3法人については、それぞれが我が国の文化・芸術の振興を図る重要な使命・役割を担っているが、国立美術館は美術分野における「創造と発展」、国立文化財機構は「文化財の保存と継承」、日本芸術文化振興会は「文化芸術活動に対する援助、伝統芸能の保存振興、現代舞台芸術の振興普及」というように、目的・理念が異なっている。また、それぞれの分野における専門性や研究手法等も異なることや、これまでの経緯から各法人とも必要最小限の人員で運営していることから、3法人を統合することによる合理化・効率化の余地はほとんど見いだしにくいと思われる。

一方で、3法人がそれぞれの専門の分野でその機能をより一層充実させ、事業を発展、展開することは、我が国が文化芸術立国を目指す上で必要不可欠なものであることから、文化3法人については、次のような問題意識を持って取り組んでまいりたい。

【 我が国がアジアの文化のハブとなるための文化法人の機能の強化 】

近年、中国や韓国、シンガポールなど、アジア諸国では新たな美術館や博物館が建設される（※）など、国立の文化施設を拠点として、国を挙げて文化政策を推進している。そのような中、文化芸術立国を目指す我が国がアジアの文化のハブとなっていくためには、「国の顔」である国立の美術館、博物館、劇場における有形・無形の文化的資産の保存、蓄積、継承、新たな文化の創造、教育普及等の機能をより一層充実させるとともに、これまで国として十分に関与できていないデザインや建築、メディア芸術、アイヌ文化などの日本の強みを生かす新たな分野への取組を検討していくことが不可欠である。

新たな分野への取組については、国立の文化施設の立ち上げのニーズもあることから、従来の法人の業務に加えて、新たな分野について法人が担う可能性もあり、法人の関与のあり方についても検討していく必要がある。

特に、東京国立近代美術館フィルムセンターについては、現在、国立美術館の中の東京国立近代美術館の一部局という位置付けであるが、我が国の映画文化振興のナショナルセンターとして、海外の映画フィルムアーカイブ組織と伍して、日本の映画文化のますますの振興を図るため、散逸・劣化の危機にある映画フィルムの保護はもちろんのこと、急速に移行するデジタル化への対応のための調査研究や、ポスター、シナリオ等の多岐にわたる映画関連資料の収集及び文献調査などその機能を強化するため、国立美術館の一館として独立させることを、平成26年度概算要求で計上している。

- ※
- ・中国では、2011年に政府が策定した「中国博物館事業の中長期発展計画」に基づき、2020年までに全国の博物館の倍増を計画中。
 - ・韓国では、2013年11月に国立現代美術館新館がオープン予定。
 - ・シンガポールでは、2015年にシンガポールと東南アジア諸国の19世紀以降の美術を紹介するナショナル・アート・ギャラリー・シンガポールが開館予定。

【 文化のナショナルセンターとしての連携機能の強化・充実 】

広く国民が生涯を通じて身近に文化芸術に接し、個性豊かな文化芸術活動を行う環境を整備していくためには、国立の文化施設の発展・充実に加え、公私立の美術館や博物館、劇場など全国の文化施設の活性化が不可欠である。現状においても、文化3法人は、文化のナショナルセンターとして、共同展の開催や全国の公私立施設との連携、さらには専門職に対する研修や指導・助言などの支援に努めているが、今後は、より一層連携業務や支援業務を強化していく必要がある。文化3法人が、美術館、博物館、劇場それぞれの分野の高い専門性や調査研究の蓄積等を背景として、全国の同種施設との間におけるネットワーク拠点として機能し、それぞれの分野のネットワークの中で、例えば美術館の地方巡回展や文化財の積極的貸与などの連携業務や人材育成事業などの支援業務を積極的に進めることによって、公私立の美術館や博物館、劇場などの事業の一層の活性化を図り、日本全国の文化の向上を目指していく必要がある。

No.	21	所管	文部科学省	法人名	国立美術館
-----	----	----	-------	-----	-------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

【中間とりまとめの該当箇所】

2. 独立行政法人制度の具体的な見直しの方向性

（2）PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

（該当箇所に対する意見）

現在、各法人においては、内部監査に始まり、監事や会計監査人（監査法人）による監査、会計検査院による検査のほか、外部委員による運営委員会や評議員会、外部評価委員会に加え、文科省の評価委員会、総務省の二次評価など、各種監査・検査・評価等が行われており、評価等に対応するため、法人全体において長期にわたり非常に大きな労力を掛けて、各種の膨大な資料を作成している。各種の評価が行われることや、毎年度の評価項目の追加等により、評価の作業負担が大幅に増えており、本来の業務が圧迫されている。

こうした状況の中で行われる評価の仕組みの見直しは、法人に更に過大な負担を掛けることとなり、法人業務の本来の目標達成に支障を生ずることがないように、現場の状況を適切に考慮した見直しが必要とされることを要望する。

【中間とりまとめの該当箇所】

2. 独立行政法人制度の具体的な見直しの方向性

（4）財政規律、報酬・給与等の見直し及び情報公開の充実

① 財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進

（該当箇所に対する意見）

独立行政法人においては、運営費交付金による柔軟な使途と執行の制度により、非常に迅速で柔軟な自律的運用が可能となったところであり、仮に、予算の積算（見積り）を法人に求める場合、過度に詳細な内容を義務づけると、迅速で柔軟な自律的運用を可能としている制度本来のメリットを失う結果となるので、留意していただきたい。

特に、独立行政法人化前の国の時代のような、詳細な予算参照書的なものを求められると、過大な作業が発生することが確実である。現行の運営費交付金の算定方式では、事業に必要な予算がすべて積算されて措置されているわけではなく、効率化により削減された予算の範囲内での事業執行に抑えるしかないのが現状である。そもそも、すべての事業において厳密な予算の見積りが可能なものではなく、臨時の特別展や特別公演開催など、社会環境の変化に応じた柔軟な経営が必要となっている。

このような現状の中で、予算の積算（見積り）と執行実績を厳密に対比させた説明を求めることは、硬直化した運営を生じることとなり、独立行政法人化の本来の目的から外れる結果となることが危惧されるので、適切な方式が検討されることを要望する。

【中間とりまとめの該当箇所】

2. 独立行政法人制度の具体的な見直しの方向性

（4）財政規律、報酬・給与等の見直し及び情報公開の充実

① 財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進

② 適正な給与等の在り方の検討と業績評価の反映の促進

の人件費に関する部分

（該当箇所に対する意見）

人件費については、①、②において、

・ 予算の積算（見積り）、執行実績を明らかにすること、予算との乖離が著しい場合に説明責任を課されること

・ 法人の事務・事業の特性に応じた柔軟な給与制度の促進や、給与に関する様々な情報公開

などが求められているが、人件費については、法人の責任において運営費交付金等の範囲内で自由に措置できるよう改めて明確にすることや、仮に総人件費改革と同様の措置が取られる場合には学芸員などの専門人材をその対象外とするなど、専門人材の人件費の確保に配慮した改善が不可欠である。

なお、国立美術館においては、人件費の状況は非常に厳しく、平成22、23年度には勤労手当の「特に優秀」「優秀」の区分の適用を見送った経緯もあり、同様に国立文化財機構においても、人件費抑制のため平成22年度以降東京・奈良地区で地域手当支給率を切り下げるなどの対応をしているが、人件費所要額が人件費予算を上回る状況が常態化しており、現状のままでは、②にある「賞与の一部を活用した報奨金制度の導入」は困難である。

No.	21	所管	文部科学省	法人名	国立美術館
-----	----	----	-------	-----	-------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

【中間とりまとめの該当箇所】

2. 独立行政法人制度の具体的な見直しの方向性

(4) 財政規律、報酬・給与等の見直し及び情報公開の充実

① 財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進

○ 運営費交付金の算定に当たり、自己収入の目標を達成した場合に増加分の一定割合を控除しないこととする。一方、目標不達成の場合には、運営費交付金の算定の際に、事務・事業の内容や継続性等を踏まえて運営費交付金の削減を総合的に判断する。これらの取組のほか、事務・事業の特性や評価結果等も踏まえ、メリハリのある資源配分を行う。

(該当箇所に対する意見)

中間とりまとめに沿った見直しが行われれば、自己収入の増加に伴う運営費交付金の減が一定程度緩和されるものの、法人が経営努力によって自己収入を増大させればさせるほど、運営費交付金が削減される構図に変化はなく、自己収入増大へのインセンティブが働かない。

国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会の主要な自己収入である展覧会事業や舞台公演事業は、観覧環境の質の確保や劇場席数の制約等の観点から入場者数の増加にも一定の制約があるため、自己収入を増大し続けることにも限界がある。

努力した法人が報われる制度となるよう、運営費交付金の算定に当たり、自己収入の目標を中期目標期間中は一定とするなど、右肩上がりの自己収入の算定方法を見直し、文化法人の事業の特性に応じた仕組みとすべきである。

【中間とりまとめの該当箇所】

2. 独立行政法人制度の具体的な見直しの方向性

(4) 財政規律、報酬・給与等の見直し及び情報公開の充実

① 財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進

○ 剰余金の処理に当たり、法人の業務と運営費交付金の対応関係を明らかにした上で、目標を達成した自己収入の増加や運営費交付金を充てる事業の経費節減による利益のうち、一定割合を経営努力として認め、中期計画に定めた範囲で様々な使途に活用できることとする。また、他動的要因により中期目標期間中に使用できなかったなど一定の合理的理由が認められる場合にも、中期目標期間を超える繰越しを認めることとする。

(該当箇所に対する意見)

工夫と努力によって利益を上げても、それが目的積立金として認められない状況が続いている。現場の経営努力を促すとともに国民サービスの向上につなげるため、展覧会事業など目標を上回った収入は全て経営努力として認定するなど、文化法人の事業の特性に応じた仕組みとなるよう見直すべきである。

また、現行制度上、中期目標期間の最終年度は、工夫と努力によって利益を上げても、経営努力認定が行われず、すべて国庫返納される仕組みとなっている。このため、中期目標期間の最終年度においても経営努力認定がなされる仕組みに見直すべきである。

魅力ある高額な美術作品の購入や文化財の緊急的な修理には、機動的に使用できる一定規模の資金を持つておくことが不可欠である。このため、中期目標期間を超える繰越しについて、高額な美術作品の購入や文化財の修理等に充てる資金については、一定の合理的な理由として認められるなど文化法人の事業の特性に応じた仕組みとなるよう見直すべきである。

【中間とりまとめの該当箇所】

3. 各法人の事務・事業の特性を踏まえた法人の整理と類型化等について

(2) 法人の類型化について

② 同一類型に位置づけられた法人など類似の業務を実施する法人については、法人の政策実施機能の強化、業務運営の効率化及び適正な組織運営の確保の観点も踏まえつつ、各府省の所掌にとらわれずに統合を含めた法人の在り方を検討する。同一類型に位置づけられた法人間においては、業務実施における連携強化についても検討を行う。

(該当箇所に対する意見)

文化3法人間において、広報活動を始めとして、業務実施における連携強化について検討を進めることは当然であるが、3法人はそれぞれ目的・理念が異なること、各法人に求められる業務内容やその専門性などが異なることから、共同化・合理化できる余地が乏しいため、統合は困難であると考えられる。